

別表(第2条関係)

補助事業名	西播磨版スマート農業の推進（西播磨スマート農業推進体制整備支援事業）
補助事業の目的	西播磨地域の特色である土地利用型農業に特化したスマート農業技術の普及・啓発を図るため、共同利用体制整備に必要な機械導入を支援する。
補助事業の対象となる者	西播磨県民局管内の市町、JA、市町もしくはJAと農業者を構成員に含む団体等
補助事業の対象となる経費	共同利用体制を整備する機械
補助率	1 / 3 以内
補助金の額	予算の範囲内の額で、1 団体当たり 1, 0 0 0 千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）
適用除外する条項	
その他の事項	西播磨スマート農業推進体制整備支援事業実施要領による

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 実施計画書（別紙様式） 2 実施設計書または見積書 3 その他必要な資料 (指定期日) 別途通知する。
第7条第1項 (事業の変更交付申請)	(軽微な経費配分の変更) 事業費の30%以内の変更 (軽微な事業内容の変更) 機械の種類、設置場所の変更以外の変更
(交付決定額の変更)	(添付書類) 第3条に準ずる。 (指定期日) 別途通知する。
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等)
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 実績報告書（別紙様式） 2 財産管理台帳 3 出来高設計書等 4 その他必要な資料 (指定期日) 事業完了後1か月以内、または令和6年3月29日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間